

平成 30 年度
第 2 回 社会教育委員会・公民館運営審議会 会議録

日 時 平成 30 年 10 月 26 日（金） 午前 10 時～午前 11 時 20 分

場 所 北杜市役所 西会議室

出席者 赤岡けさみ、内藤久敬、坂本正子、板山國夫、大久保さかえ、藤森富士夫
齊藤けさ子、仁科陽一、今井三津子、堀内弘、小林紀子、溝口克己、栗澤雅子

欠席者 篠原隆美、小泉優子、仲田俊朗

教 育 教育長 堀内正基
委員会 部 長 井出良司

事務局 生涯学習課長 小尾正人
社会教育担当リーダー 長田恵美子
社会教育担当 高柳直哉

議 事 （１）社会教育施設使用料について
（２）公民館分館について
（３）その他

公開・非公開の別：公開

傍聴人の数：無し

1. 開会（公民館運営審議会副会長）
2. あいさつ（社会教育委員議長）
3. 教育長あいさつ（堀内教育長）
4. 平成 30 年度 第 2 回社会教育委員会・公民館運営審議会協議事項

【北杜市公民館運営審議会議事運営規則第 3 条第 3 項の規定により、内藤会長が議長となる】

（議 長） 協議事項 1 「社会教育施設使用料について」を事務局からの説明を求める。

（事務局） 資料 2 ページより説明する。

（議 長） お聞きのですがいかがでしょうか。質問等ありますか。

（委 員） 答申を行ったのはどなたか、公民館運営審議会が諮問を受けて答申したのか。平成 31 年度に使用料の検討をするのは誰がするのか主体になるところがどこか教えてください。

（事務局） 社会教育法第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づき教育委員会からこの社会教育審議会が諮問を受け、この社会教育委員会議会で答申しました。使用料の検討について、社会教育施設を所管しているのは生涯学習課なので、社会教育委員会議会で検討し、教育委員会から諮問を受けた場合には答申することになります。平成 25

年度に諮問を受けた時、5年毎及び大規模改修等あった場合には見直しが必要と答申していますが、平成31年10月より消費税の値上げが予定されていることから、見直す時期となっておりますが、今回は消費税増税分の料金改定はするが、料金改定をするかの検討を平成31年度より始めたいと考えています。

(委 員) 使用料に消費税が含まれているのですか。

(事務局) 含まれています。

(議 長) 消費税が来年度改正されるので来年度において見直しを検討することとしてよろしいですか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 新年度4月より検討が始まるということでよろしいですか。

(事務局) 4月より検討をはじめるとお願いいたします。

(議 長) 次の協議事項に移ります。協議事項2「公民館分館について」事務局から説明を求める。

(事務局) 資料3ページより説明する。

(議 長) 事務局からの説明がありましたが、4月から実施に入るとということでよろしいですか。

(事務局) 国との協議が進み4月から実施できます。

(委 員) 譲渡と貸付の違いは何ですか。

(事務局) この10施設においては、現在、北杜市の財産という位置付けになっています。譲渡とは完全に財産を譲渡すること、貸付とは譲渡できるまでの間を市の財産として捉え貸付けするという違いです。

(委 員) 施設が破損した場合には市で修繕してくれるのですか。

(事務局) 条例上公民館分館として定めている施設につきましては、市の補助金制度を活用し修繕することになります。

(委 員) 各分館には地縁団体を責任持って作らせ、地縁団体は法的にはすぐ作れるはずなので、貸付するのではなく地縁団体をつくる指導をして譲渡した方が良いのではないかと個人的には思います。

(事務局) 地縁団体を作らせ、財産の明確化をするところですが、地区の事情で当面地縁団体がつくれないというところがありますので、話しを持ちながらということになります。

(事務局) 基本的には財産をもっている行政区などは地縁団体を持つべきと国や市が指導しているわけですが、団体として課税や納税等自立能力のある団体は地縁団体が作れると思うが、年間数千円程度の会費で運営している団体などは、過去には町が

財産を持っていたことはありました。財産区から予算が配布されているような団体は地縁団体として活動できる団体もあれば市内には公民館分館が207ある中で、地縁団体としての活動できている団体は少ない状況です。国の補助金で建設している公民館ですが、譲渡できる団体には譲渡します。今回の10施設は、公民館分館条例の施設と、加工施設や高齢者活動施設などの設置条例の施設の2種類の条例を持っています。公民館分館条例として位置づけられている施設は、地区に移管しようが、条例からはずすことはできませんが、この10施設は国の補助金で加工施設等として建築してます。そのための条例がある施設は、普通財産化し、市が地縁団体となっている施設には無償譲渡でき、地縁団体ではない団体には無償貸付をする施設となります。実態とすればもともと地域のものなので、譲渡や貸付、指定管理は遺憾だといわれると思います。市は事務処理として国とのやり取りの中ではこのような手続きが必要となり管理を移管していきます。修繕や建替え等は地元でお願いしていくというものですが、公民館分館として位置づけられている施設なので補助制度を使いながらということになります。

- (委 員) 思いとすれば公民館として使っている土地等も地元のものという意識なのでできるだけ地縁団体をつくるという指導をしてもらいたい。
- (委 員) 市から浮遊地の調査後は地縁団体に移行するような文書がくるが、地元では賛成が得られていません。
- (事務局) 現状、その場所は市の財産になっていると記憶しています。市では必要に応じて財産の移行を指導しています。
- (委 員) 財産区では市の名義にすると市のものになってしまう意識があり、積極的に地縁団体をつくりました。
- (事務局) 地縁団体になることは良いので地域の考えもあるし財政基盤にも格差があります。行政の方では、できればと指導をしている状況です。
- (委 員) 公民館分館の施設ではないですが、地域から声が返ってきました。活動したいが施設が和式トイレだったり、畳が古くなったりとか、修繕について地元管理なのか補助がないのかお聞きします。
- (事務局) 公民館分館に位置づけられている施設であれば、公民館分館整備費補助金制度があります。制度の内容は、主体構造部と最下層床の修繕の事業費が30万円以上200万円未満が対象となり、年に1回教育センターより希望調査を行い、現地確認後申請をしてもらうよう指導を行っています。その他、シロアリ駆除と公共下水道への接続等が対象となりますのでご活用ください。
- (議 長) 公民館の修繕の場合、施設の所有権はどこかが問題だと感じます。10分館は4月から譲渡や貸付となるようです。
- (委 員) 譲渡や貸付にすると国の補助金はかわりますか。
- (事務局) これは補助事業で受けたものに対してです。補助を受けることには関係ないです。但し、事業には耐用年数がありそれを経過した後は補助金の対象ではなくなります。この施設は、償還未満の位置づけなので手続きが必要になってきますが補助を受ける方には関係はありません。
- (事務局) この施設は補助金を活用し整備したため制限がありました。補助を受ける場合は

市の所有という条件でしたが、今回はその縛りをなくし地元に移管し登記をするという手続きです。

(委 員) 次にいく前に、社会教育施設の備品の点検や整備、補充について伺います。大泉総合開館にはきちんとした備品が整備されていますが、講座の関係で違う施設にいきますが、そこは、机も古くて数も少なく人数によっては足りません。それぞれの施設によって備品に差があると感じます。備品を整備し使えるように補充するシステムがどのようなになっているのか伺います。

(事務局) 施設の備品について、基本的には危険度の高いものから随時交換や必要があれば購入しています。管理人がいるところについては、情報を得ながら対応していますが、現在情報がきているところは対応を済ませています。一気に整備することは難しいところなので、安全に使えるように対処はしているところです。

(委 員) その他ですが、9月1日に地区で避難訓練をしました。遠くにいる一人暮らしの老人が公民館に非難してくるのに何分かかかるのか、避難してきた場合公民館が避難場所として活用できるのか、修繕の補助金もあるが、市内にある207分館を整備する考えがあるのか。大泉の避難場所は泉小と泉中ですが、北杜市合併し10年以上経つのでこの機会に、避難場所の整備について考えてもいいのかと感じます。生涯学習の華やかないころの町おこしもいいが、人がいなくなった地域には文化もないような気がします。何かの機会に伝えていただきたい。

(事務局) 防災面についてここ数年危険なものが無かったということで、台風21号24号において大きな被害がありました。全体の防災のあり方については市の防災計画にみなさんが非難する場所を指定してあります。市民として非難する場所はどこか、地元の公民館とするならどのくらいの規模なのかとなります。地元の公民館を作りたいという要望があり、地元で使ってもらえるよう行政的な間瀬をなくし地元として使用してもらえるようにしました。整備については経過年度により支援ができるように対応していきます。地区によって有線放送を活用していましたが取扱いを市全体とした防災無線が、聞きづらい等の対応は地域課ですが、地域の中で公民館では何をするのか、その他地域の中で希望がある等の意見は、会議で伝えていきます。

(議 長) 他になければその他の項について事務局に説明を求めます。

(事務局) 資料4ページから10ページより説明する。

(議 長) 成人式ですが3学年同時にするというのは自治体で決めていいということでしょうか。

(事務局) 本日のところは、成人者が20歳から18歳になることによって成人式の開催に課題が出てきていること、2022年度の成人式だけは18歳、19歳、20歳が対象になる年であること、成人式の開催時期は各自自治体において実情によって取組みを考えていくということのようです。近隣の自治体でもまだ話題にはなっていないようですが、今年度の成人式の写真屋と打合せをしたところ、2年後の成人式の予約が始まる状況のようです。そのような状況を踏まえると来年から検討はじめる再来年には決定する方向かと考えます。近隣の社教委の担当者と情報交換する中で進めて生きたいと思いますが、審議の方法については、教育委員会からの諮問なのか自発的な社会教育委員会議なのかは改めてお示しします。

(議 長) 質問ありますか。

(事務局) その他の 11 ページと別資料により説明する。

(議 長) 質問ありますか。なければ議事を終了します。

(副会長) 第 2 回社会教育委員会議・公民館運営審議会を終了します。

閉会 (午前 11 時 20 分)